

理 事 会

1. 開催日時 平成25年1月11日(金) 12:00～
2. 開催場所 高知県建設会館 4階会議室
3. 理事数 39名 定足数2分の1 20名
出席理事 34名
4. 議長 山中栄広 理事(会長)
4. 議事録署名人 石建 守 理事 ・ 所谷昌幸 理事
5. 議題
 - (1) 建設業のコンプライアンス徹底に向けた取組みについて
協議結果…原案通り承認
 - (2) 各表彰候補者について
(秋の叙勲・褒章、国土交通大臣表彰、全建表彰)
協議結果…原案通り承認
 - (3) 建設短大の今後の処理について
協議結果…原案通り承認
 - (4) 報告事項及びその他議題
 - ①職員人事について
協議結果…原案通り承認

なお、「建設業のコンプライアンス徹底に向けた取組みについて」の資料は次の通り

法令遵守と信頼回復に向けての
改善計画書（案）

平成25年1月

社団法人 高知県建設業協会

目 次

I. はじめに	1
II. コンプライアンス確立に向けての取組み	2
1. 違法行為のできないしくみづくり	2
(1) 「コンプライアンス委員会」の活動	
(2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設	
(3) 監視機能強化を目的とした「公益通報制度」の創設	
(4) 情報公開の推進、県民の意見の反映	
2. 法令遵守の意識付け、企業倫理の高揚を目指す取組み	6
(1) 行動規範としての「行動憲章」の策定	
(2) 定期的な講習会の実施	
(3) ポスターの作成、掲示	
(4) 支部を活用した会員への周知徹底、宣誓書の提出	
3. 各種活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開	8
(1) PDCAサイクルによる業務改善	
(2) 活動の情報公開	
(3) 各会員企業における取組進捗状況の把握、実行促進	
(4) 行政への定期的活動報告	
III. 建設業の社会的責任、地域社会への貢献	9
1. 災害への備え、対応	
2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動	
3. 暴力団等、反社会的組織の徹底的な排除	
IV. おわりに	10
<資料>	
行動憲章	
倫理委員会委員名簿	
倫理委員会設置要綱	
公益通報制度取扱要領	
情報公開規程	
不祥事を起こした会員に対する措置基準	

I. はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、公正取引委員会から、県内建設業(土木)36 社に対し、排除措置命令並びに課徴金納付命令が出されました。(違反行為認定は 37 社)

社団法人高知県建設業協会(以下「当協会」)の土木部会会員企業(排除命令 34 社、課徴金納付命令 31 社、違反行為の認定 35 社)が違法行為を続けてきたこと、そしてそのことが建設業の信頼失墜を招いたことは誠に遺憾であり、当該会員企業に対し、厳重なる注意を行うとともにコンプライアンス確立の要請を行ったところです。

違反認定された企業の多くは、これまで当協会の幹部として長く中枢の役割を担い、本県の建設業界を牽引してきた企業であるため、この事案は 37 社のみのこととして片付けられるものではなく、業界全体のこととして各々の企業が自身の問題と捉えるべきで、当協会と致しましても事態を極めて重く受け止めているところです。

この事案により、当該企業の従業員はもとより下請け・資材業者にも影響が及び、ただでさえ厳しい県内経済・雇用にさらなる打撃となることが想定されます。

そればかりでなく、健全に事業を行っている多数の企業の信頼をも揺るがせ、急がれる南海トラフ巨大地震対策などのインフラ整備の事業停滞を招き、地域防災力の低下に直結することにもなりかねないなど、多方面にわたる影響の甚大さに、当協会として重ねて反省とお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底し、企業倫理の高揚を目的とした啓発活動を行うとともに、独占禁止法違反との疑いを持たれないための法令遵守体制、仕組みづくりを業界主体で早急に構築することが必要となっています。

失った信頼を回復することは、多大な努力を要することであり、これまで以上に災害への備えなど地域貢献活動にも取り組み、建設業が地域社会に欠くことができない存在として再び認識され、県民生活の安定向上と地域社会の振興に寄与していくことを決意しております。

そのために、以下に掲げる事項を当協会会員一丸となって取り組み、業界のコンプライアンスを早期に確立し、以って県民の信頼回復を実現する所存であります。

II. コンプライアンス確立に向けての取組み

コンプライアンスの確立に向けて、大きく分けて以下の二つの視点から具体的な取組みを推進してまいります。

i) 違法行為の困難な体制づくり

業界内部で違法行為の芽を摘む自浄作用が働く体制（機能）をつくることにより、行為を未然に防ぎ、または、抑制するもの

ii) 一人ひとりに法令遵守、倫理観を醸成するための啓発

どのような行為が違法となるのか、それによりいかなる損失が企業に降りかかるのか、知識を持ち、事の重大さを認知して、建設業に携わる一人ひとりに法令遵守の大切さを意識付け、企業倫理の高揚を図ることによって、違法行為を自制するもの

本県建設業界においては、過去に独占禁止法違反、刑法違反が頻発し、平成9年には法令遵守を誓い「行動憲章」を策定した苦い経験がありますが、その時の教訓が生かされることなくこの度の事案が再発したことは痛恨の極みです。

このことを踏まえ、上記の取組みについては、定期的かつ継続的に効果検証を行い、PDCAサイクルを活用して改善を重ね、法令遵守を確実に実行してまいります。

1. 違法行為のできない仕組みづくり

(1) 「コンプライアンス委員会」の活動

①設置、目的

平成24年4月、公正取引委員会が調査中の段階で、当協会において法令遵守の取組みを強化するため、会員11名で組織する「コンプライアンス委員会」を組織しました。以後、事業の実働部隊として、以下の活動に取り組むこととしております。

②活動

ア 本県建設業界のコンプライアンスの徹底に向けた諸事業の実施

業界全体のコンプライアンスの徹底を図るための諸事業について、事業計画を策定し、着実に推進してまいります。

これまでに法令遵守をテーマとした講習会・講演会を実施し、また、法令遵守に向けての行動規範となる新たな「行動憲章」と、本書「法令

遵守と信頼回復に向けての改善計画書」の起草を手掛けてきました。今後も効果的な事業を鋭意実施してまいります。

イ このたびの事案の検証

このたびの独占禁止法違反の事案について、違反認定された当協会会員 35 社に対し、聞き取り調査を行うことにより、事実関係を確認・把握します。

その上で二度とこのようなことの無いようその過程や原因となった素地や背景を検証・総括し、後述の倫理委員会に報告します。

ウ 倫理委員会との連携

コンプライアンス委員会が行う様々な取組み、活動について後述の倫理委員会に報告し、同委員会からの助言・提言を取り入れ、より効果的な活動の実施と事業計画の見直しなどを行います。

(2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設

①設置・目的

独占禁止法違反が明らかとなり、今後、より厳正かつ公正に、そして法令遵守の実を挙げていくために、協会外部の視点から業界の事業活動をチェックすることが必要であると考え、委員全員を協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」を設置します。

②委員構成

発足時には、弁護士、警察OB 2名、公正取引委員会OB、大学教授、の 5名で委員会を構成します。

③活動

倫理委員会では、最低4半期ごとに一度は委員会を開催し、主に以下の活動を行います。

- ア コンプライアンス委員会が主体となって行う協会のコンプライアンスに関する事業が、確実に履行されているかチェックし、また、それ以降に履行する予定である事業計画を確認し、履行が果たされるよう助言する。必要と認められた事項については当協会役員会に対しても、助言、勧告を行う。
- イ 新たに設ける「公益通報制度」における公益通報の有無、内容の報告を受け、通報の処理方法や制度の改善点等について協議する。
- ウ 前述のコンプライアンス委員会が行った、この度の独占禁止法違反の検証、総括の報告を受け、当協会に対して再発防止に向けての助言・提言を行う。
- エ 会員において法令違反が懸念される事象がないか検証し、必要な助言、勧告を行う。

④倫理委員会の権限

上記活動に伴う倫理委員会の答申（意見・提言、勧告等）については、法

令遵守の面での会員のなれ合いを防止し、より厳正にかつ軽んじられることの無いよう取り扱うべきものであり、当協会としては、現在進行中である公益法人改革に関する法律にも留意しつつ、倫理委員会に出来る限りの権限を付与することとします。具体的には

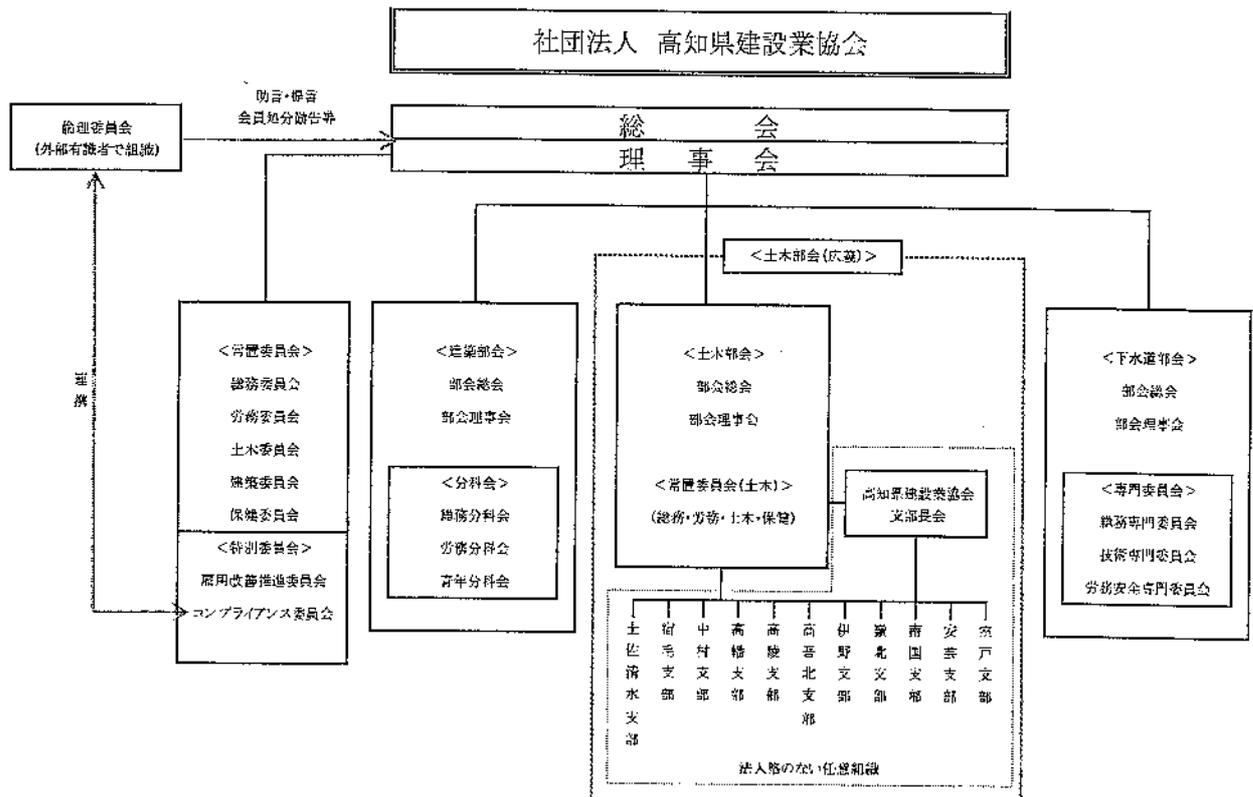
ア 倫理委員会が行った当協会に対する答申に対し、当協会理事会ではそれを誠実に取り扱うこととします。

イ 会員において行動憲章違反または法令違反が明らかな場合、倫理委員会では当該会員の処分(除名、会員資格の停止、役員資格の取消等)を協会理事会に勧告し、理事会はそれを誠実に取り扱うこととします。

また、倫理委員会は、勧告内容について、公共工事の発注者などに情報提供をすることが出来ることとします。特に法令違反が明らかな場合は必ず情報提供することとします。

ウ 倫理委員会によって明らかにされた課題は、問題点を浮き彫りにし、改善が図られるよう「コンプライアンス委員会」で討議するとともに、協会の本部と各支部で情報を共有し、全県下で法令違反の芽が育たない環境をつくりまします。

社団法人高知県建設業協会組織図と倫理委員会の位置付け



(3) 監視機能の強化としての「公益通報制度」の創設

①目的

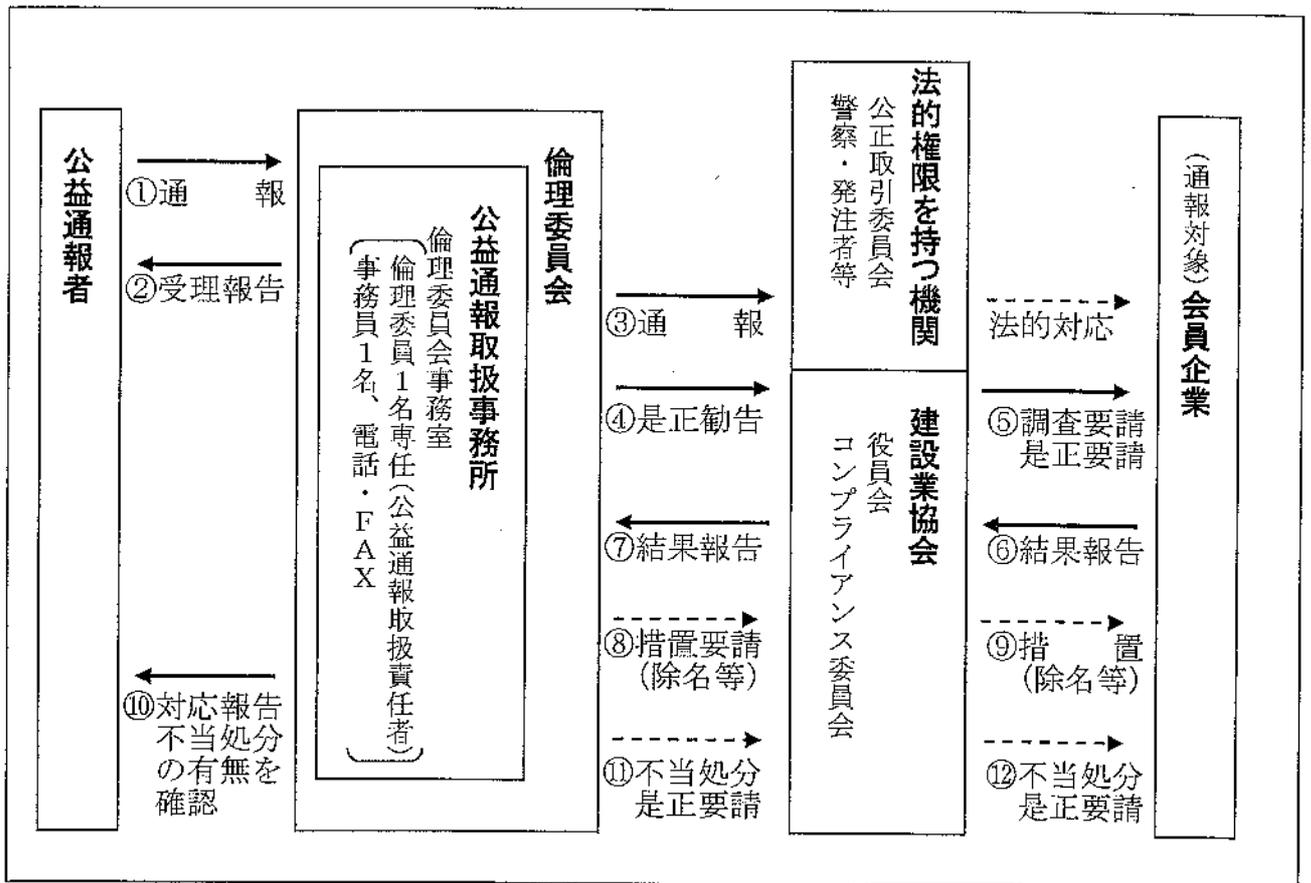
違法行為の困難な環境をつくるため、当協会内に「公益通報制度」を設けます。会員が、独占禁止法、建設業法等の法令違反行為を確認した際、通報できる制度をつくることにより、違法行為の困難な体制を構築するものです。

②基本的事項

通報先として「公益通報取扱い事務所」を置き、「通報者」の保護が担保され不利益を被らない体制をとります。倫理委員会委員1名を公益通報取扱責任者とし、通報が適正に処理されるよう、倫理委員会において通報処理に関する基本的事項を定めることとします。

通報があった場合は原則として公共工事発注者や公正取引委員会、県警に報告するなど厳正に対処することとします。

公益通報制度フロー図



(4) 情報公開の推進、県民の意見の反映

当協会の活動及び本県建設業界の現状等に関し、情報公開を進め、開かれた協会活動を行うとともに透明性の確保に努めます。

当協会のホームページを活用し、財務内容、事業計画、事業報告、役員会ほか国・県等の公的機関と行った会議について内容を公開し、必要に応じて記者会見を行います。

また、会員企業に対しても情報公開を進めるよう促します。

当協会と建設業界が、県民からどのような目を向けられているのかにも留意し、協会ホームページに県民の意見が届く窓口を設けるなどして、県民の声・意見を協会活動に反映していくこととします。

(5) 国、県が取り組む対策への協力

国、県が取り組む入札制度の改正等の談合防止対策については、真摯に受け止め、適切に対応するとともに、県が行うコンプライアンス研修に積極的に参加するなど、国、県の取り組みに協力をしてまいります。

2. 法令遵守の意識付け、企業倫理の高揚を目指す取り組み

(1) 行動規範としての「行動憲章」の策定

平成 24 年 11 月 13 日、当協会の臨時総会を開催し、当協会及び会員企業の行動規範を記した新しい「行動憲章」を決議致しました。

行動憲章は、①法令の遵守②行動規範の徹底③信頼される施工と品質の確保④適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応⑤地域への貢献 の 5 項目から成り、これを遵守徹底していくという決意を表明しました。

この新しく策定した「行動憲章」は会員企業の職場内に掲示し、また、各会議など機会あるごとに配付することにより、常に法令遵守の意識を会員にもたせることに努めます。

万一、会員において「行動憲章」に反する、または疑われる事態が判明すれば、「コンプライアンス委員会」「倫理委員会」において協議し、反省を促し速やかに改善されるよう適正な手段を講じることとします。

(2) 定期的な講習会の実施

「どういった行為が法に抵触するのか」「どのような罰則があり、どの程度自

社に損失をもたらすのか」といった知識がないために、また、「これぐらいなら大丈夫だろう」などの倫理観が希薄なために法を犯してしまうということが懸念されるようです。

このようなことを防ぐため、会員と其の従業員を対象に講習会、勉強会を開催し、識見の向上と倫理観の高揚に努めます。

当協会では、公正取引委員会の立ち入り調査後の平成 24 年 2 月に、独占禁止法の遵守をテーマとした講習会を開催し、同年 7 月 23 日から 25 日にかけて行われた県主催の同様の講習会には多数の会員が参加しました。

今後も、定期的に外部の有識者を招き、「法令遵守」「談合の再発防止」「暴力団排除」「業界の体質改善」等をテーマとした講習会の開催を毎年事業計画を立て継続的に取り組みます。

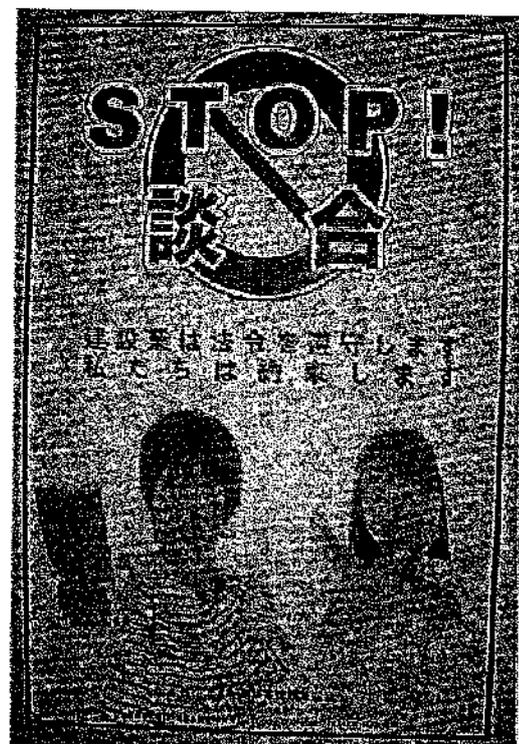
(平成 24 年度は 11 月 13 日・14 日に県内 2 か所で実施)

さらに、県下の各支部はもとより、会員企業が同様の講習会を積極的に行うことが出来るよう、研修会場の提供、講師の斡旋、教材の貸し出しなど、啓発事業の協力出来る体制を整えます。

(3) ポスターの作成・掲示

新たに法令遵守のためのポスターを作成し、社員の目に触れ、法令遵守の意識が末端にまで浸透するよう、会員本社・現場事務所に掲示します。

作成したポスター



(4) 支部を活用した会員への周知徹底、宣誓書の提出

当協会では臨時総会を開催することによって全会員の意思統一を図ったところですが、県下12地区に存在する各支部が個々の会員企業に徹底することがより効果的であり、各12支部それぞれで臨時総会を開催し法令遵守の意識付けを徹底しています。さらに、各支部を通じて全会員に法令遵守を徹底する旨の宣誓書の提出を求めており、これにより法令遵守の意識の浸透を図ります。

3. 各種活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開

(1) PDCAサイクルによる業務改善

以上の活動については、常にPDCAサイクルを考え方の基本にして、「倫理委員会」「コンプライアンス委員会」ほか役員会等で定期的に検証を行い、改善を図りつつ継続的に取り組むこととします。

(2) 活動の情報公開

その取組みは、当協会ホームページや機関誌等の情報発信ツールを最大限活用して広く情報公開し、また、支部を通じて全会員に周知徹底を図ります。

(3) 各会員企業における取組進捗状況の把握、実行促進

各会員が行うコンプライアンス確立に向けた取組みと、その進捗状況を把握し、遅れている点、不十分な点があれば実行を促します。

(4) 行政への定期的活動報告

この改善計画書に掲げる事項の取組状況を四半期ごとに、国土交通省と県に報告することとします。

Ⅲ. 建設業の社会的責任、地域社会への貢献

本県の建設業が地域雇用、経済を担う基幹産業として地域社会を支えている現実を踏まえ、今後も建設業としての社会的責任を果たすとともに、災害から地域住民の生命・財産・暮らしを守る活動ほか諸々の地域貢献活動に尽力してまいります。

1. 災害への備え、対応

自然災害への対応は、地域建設業の最も重要な社会的責任、地域貢献であり、今後も以下の取組みを進め、行政の災害対応のパートナー、サポート役としてより万全、盤石な体制をつくり実行します。

- ①国・県をはじめとする行政機関と、「災害発生時における支援活動協定」「家畜伝染病発生時における支援活動に関する覚書」等、協定を締結済み
- ②豪雨時等の際の応急復旧活動、災害発生が予兆できる段階から万一の場合に備えて待機、河川や道路、砂防現場等の巡視活動
- ③南海トラフ巨大地震に対する「道路啓開作業」が迅速に行えるよう、国・県、各自治体の関係当局と継続協議中
- ④BCP研究会、「携帯電話のGPS機能を活用した災害情報共有システム」運営 等
- ⑤会員企業の重機、オペレーターの所有状況、所有場所がパソコン上で一目でわかる「重機・資機材の情報化システム」を稼働予定

2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動

その他にも、地域社会のお役に立ち地域を活性化していく奉仕活動を、地元住民とともに工夫しつつ真摯に取り組んでまいります。現在の取組みとしては以下のようなものがあります。

- ①犯罪抑止と子どもたちの安全を守ることを目的とした夜間のパトロール等の地域防犯活動及び登下校時の巡回や交通安全誘導
- ②道路や海岸の清掃、地元のお祭りへの参加・協力、献血の協力など

3. 暴力団等反社会的組織の徹底的な排除

当協会では、平成20年から高知県警察本部と連携して「建設業のみかじめ料からの縁切り同盟」を推進し、公共事業や企業活動等から暴力団等の反社会的勢力を排除する活動を行っておりますが、今後も、そのような組織からの要求はいかなるものであれ断固として拒否します。

IV. おわりに

近年、企業のCSR(企業の社会的責任)がますます重要視され、社会から信頼のない企業は存続していくことが出来ないと言われるようになってきました。

信頼回復をなし得なければ企業の健全な経営は不可能となり、地域を支える建設企業が消滅することは即ち県経済や雇用、地域社会そのものの衰退に直結する事態となります。

当協会及び会員企業は、これからも地域に根差し地域とともに歩む企業・団体として貢献できることを願っており、失われた信頼を回復するため、この改善計画書の内容を確実に履行してまいります。

以後、履行していく過程において、国・県の指導を継続的に得ながら、計画をより詳細なものとし、実効性を高めてまいります。

併せて、国・県が打ち出す対策、改善措置についても真摯に受け止め、積極的かつ適切に対応してまいります。

本県の建設業界において、コンプライアンス(法令遵守)の体制が確固となり、健全なものとなって県民の信頼回復が実現するよう、全力で取り組んでいくことを重ねて誓うものであります。

法令遵守と信頼回復に向けての宣言

社団法人高知県建設業協会は、今般の県内建設業三十七社による土木工事における独占禁止法違反が当該企業のみの問題ではなく、業界全体の問題と捉え、法令違反が建設業の信頼失墜を招いたことに深く反省するものであります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底することはもとより、独占禁止法違反との疑いを持たれないために、企業倫理の高揚を図るとともに、様々な啓発活動に取組み、加えて違法行為のできない体制・仕組みづくりを進める所存です。

さらに、県民生活の向上と地域社会の発展に寄与するため、これまで以上に社会貢献活動に尽力してまいります。

そのために、以下の行動憲章を策定して当協会とその会員の行動規範として実践し、県民の信頼回復に向けて不断の努力をしていくことを誓い、ここに宣言します。

行 動 憲 章

当協会並びに所属の会員企業は、県民の安全で安心できる生活を支え、災害から生命と財産を守り、地域の雇用と経済を担う、重要な役割と責務を負っており、様々な地域に密着した活動を通じて社会貢献を行っております。

そのためには、法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、広く県民の理解と信頼を確かなものとするため、以下の行動規範を定め、その遵守と徹底を期すこととします。

記

一、法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であることを肝に銘じ、社会の一員として建設業法、独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守徹底を図り、企業倫理の確立に取り組む。そして、社会の信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

二、行動規範の徹底

適正な協会の行動指針を定め、厳正かつ公正に実行するため、協会外部の有識者で組織する「倫理委員会」を設置し、また、監視機能の強化を目的とした「公益通報制度」の創設、協会運営の透明性確保のための情報公開の促進など、法令遵守のための様々な事業を実施する。さらに、事業の検証と改善を重ね、あらゆる手段を講じて行動規範の履行徹底を図り、健全な業界を確立する。

三、信頼される施工と品質の確保

県民・社会から信頼される施工に努め、将来に亘って活用される良質な社会基盤を県民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注と高い品質の確保に努める。

四、適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応

安全で働きやすい職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、痛ましい労働災害の根絶を目指す。そして、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

また、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。さらに、建設副産物の適正処理、リサイクルの推進に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

五、地域への貢献

地域における経済と雇用を担う産業としての使命を重んじ、地域の安全・安心を確保するため、各行政機関との災害時における協定に基づく応急復旧活動をはじめ、防災・防犯活動、河川・道路の環境保全活動に取組み。さらに、美化活動や伝統文化継承など多様な地域貢献活動に取組み、県民とのより信頼される関係の構築に努める。

(平成24年11月13日 社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議)

倫理委員会委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	所属	備考
岡本嘉之	(倫理委員会事務室・ 公益通報取扱事務所)	県警察本部 OB
國島正彦	高知工科大学	システム工学群教授
田所大祐	田所法律事務所	弁護士
土居秀喜	暴力追放高知県民センター 専務理事	県警察本部 OB
中村浩通	公正取引協会客員研究員	公正取引委員会 OB

(社) 高知県建設業協会倫理委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県建設業におけるコンプライアンスを確立するにあたり、透明性と公平性を保つために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、協会及び協会会員のコンプライアンスを確立するための取組み状況及びコンプライアンス違反が懸念される事象に対して審議し、理事会及びコンプライアンス委員会に意見を述べる。また、法令に違反すると信じるに足る相当の理由があるときは法的な権限に基づく処分等を行うことができる行政機関に通報する。

2 委員会はコンプライアンス確立に向けた当協会の取組みが十分機能しているか、定期的に確認し、その結果等を理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 委員会は当協会の公益通報要綱に従い公益通報に関する処理を行う。

(組織)

第3条 委員会は委員6名以内で組織する。

2 委員は、協会と直接・間接的な利害関係を有さない外部有識者のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長があたる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くこと、及び議決することができない。
- 5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は協会事務局が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、法令及び協会の定款諸規程に反しない範囲において委員長が定める。

(日当)

第10条 各委員への報酬、日当、交通費については、次のとおりとする。

- ①報酬 無報酬
- ②日当 1万円
- ③交通費 協会旅費規程に定めるところによる

附則

- 1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は会長が招集する。
- 3 この要綱の施行の日以降最初の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

社団法人高知県建設業協会公益通報取扱要綱

1 目的

この要綱は、法令違反等に関する通報を会員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、会員の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2 公益通報の範囲

(1) 通報者の範囲

ア 会員（法人にあつてはその役員及び従業員）

イ 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

(2) 公益通報の対象範囲

会員の法令違反行為（法令違反行為が生ずる恐れがある場合を含む。）及び当協会の行動憲章に反する行為。

3 会員の責務

会員は、法令及び当協会の行動憲章に従い、建設産業の健全な発展に寄与しなければならない。また、公益通報をする際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう留意し、誠実に行わなければならない。

4 公益通報に関する窓口

公益通報に関する事務を処理するため、公益通報取扱事務所及び公益通報取扱責任者を置く。

5 公益通報の処理

(1) 公益通報の受付

公益通報取扱責任者は次の事柄に留意し公益通報の受付を行う。

ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先および公益通報の内容となる事実を把握する。

イ 通報者に対して、公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを十分説明する。

- ウ 通報者に対して、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知する。
- エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合や著しく不分明な場合は、公益通報として受理しないものとする。
- オ 通報が匿名で行われた場合や通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合は、この要綱に基づく公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして公益通報に準じた取扱いを行うものとする。
- カ 公益通報の受理から処理の終了までの処理期間は原則として2カ月以内とし、期間内に処理が終了するよう努めるものとする。

(2) 公益通報に基づく措置の実施等

- ア 公益通報として寄せられた情報は、原則として、公共工事の発注機関や公正取引委員会、県警に報告する。また、公益通報取扱責任者は、倫理委員会にもその事実を通知するものとする。
- イ アの通知を受けた倫理委員会は、速やかに是正措置等を講ずるよう理事会及びコンプライアンス委員会に通知するものとし、その際には通報者の秘密保持に関して充分に配慮するものとする。また倫理委員会は「不祥事を起こした会員に対する措置基準」の定めるところにより適切な措置を検討し、理事会に勧告することとする。
- ウ 前項の通知を受けた理事会又はコンプライアンス委員会は、関係する会員にその内容を通知し、是正措置等を求める。
- エ コンプライアンス委員長は、関係する会員が前項の通知に基づく是正措置等を講じたときは、倫理委員会に報告しなければならない。また、公益通報取扱責任者は、通報者に対してその内容を通知するものとする。
- オ 会員への是正措置等の通知及び行政機関への通報をする場合は、公益通報者の保護に十分配慮しなければならない。

(3) 是正措置等の実効性の評価

倫理委員会は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を通知するものとする。

6 通報者等の保護

会員及び倫理委員会は次の事柄に留意して通報者等の保護を図る。

(1) 通報者等の保護

- ア 通報者又は公益通報取扱事務所に相談した者（以下「相談者」という。）に対して、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- イ 通報者又は相談者に対し、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、「不祥事を起こした会員に対する措置基準」を準用して措置を講ずることとする。なお、正当な理由がなく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

（２）通報者等へのフォロー

通報者又は相談者に対して、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

7 その他

（１）秘密保持の徹底等

- ア 通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。
- イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関係してはならない。

（２）協力義務

会員は正当な理由がある場合を除き、当協会の公益通報に関する措置に誠実に対応しなければならない。

（３）通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

社団法人高知県建設業協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の情報公開に関する事項を規定する。

(定義)

第2条 この要領において「法人文書」とは、協会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- (2) 一般の利用に供することを目的として管理しているもの。

(管理等)

第3条 協会は、法人文書の公開に当たり、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

- 2 協会は、この規程の定めるところにより、法人文書の閲覧を希望するものに対して、公開する法人文書により得た情報を適正に使用するよう求めるものとする。
- 3 協会の法人文書に関する事務は、協会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き期間)

第4条 法人文書の備え付けによる情報提供は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款諸規程
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 財務諸表
 - ① 貸借対照表
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書及び収支計算書
- (8) 監事の直近の監査の結果
- (9) 総会、理事会等役員会、その他国・県等の公的機関と行った会議の議事録
- (10) 組織の概要
- (11) 役員報酬基準、役員退職手当基準、職員給与規程及び職員退職手当規程
- (12) 協会との重要な取引の概要並びにその役員であって協会の役員を兼ねている者の氏名及び役職

(13) 「行動憲章」及び「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」

- 2 前項の文書のうち(1)から(7)については、5年間据え置くものとし、(8)から(13)については、翌事業年度の資料が備え置かれるまでの間据え置くものとする。なお、(1)から(8)及び(13)については、協会のホームページにおいても公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第5条 協会の公開する法人文書の閲覧場所は、協会事務局とする。

- 2 閲覧が可能な日は、協会事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後17時(12時から13時までを除く)までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第6条 法人文書の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときは、閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受けるものとする。ただし、求める情報が、この申請によるまでもなく提供できるものであるとき、すなわち、啓発パンフレット、ホームページ提供資料等であるときは、その旨を説明し、適切に対応する。

- 2 閲覧を希望する者が文書の特定をできないときは、知りたいとしている事柄について十分聴取し、求める法人文書を具体的に特定するのに役立つ情報を積極的に提供する等、利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 3 閲覧を希望する内容が他の法人等又は行政機関に係るものである場合は、他の機関の情報公開窓口を紹介するなど適切な措置をとる。

(費用負担)

第8条 閲覧を申し出て文書の写しの交付等を受けるものは、次に定める費用を負担しなければならない。

(1) コピー(A3版まで) 白黒1枚10円 カラー1枚30円

(2) 各号以外のものによる写し当該写しの交付に要した費用(写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等)の実費相当額

(3) 郵送に要する実費相当額

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行する。

不祥事を起こした会員に対する措置基準

社団法人 高知県建設業協会

1 目的

本措置基準が、当協会会員において独占禁止法並びに「行動憲章」に反する事態が生じた際の措置を定めることにより、会員の事業活動の適正化を図ることを目的とする。

2 措置の検討機関

会員に対する措置の検討は、倫理委員会が行う。

3 措置の決定

- (1) 倫理委員会は、会員が独占禁止法及び行動憲章に反し、会員としての社会的信頼を損なう恐れのある事態が生じた場合、すみやかにこの基準による措置の検討を行うものとする。
- (2) 倫理委員会は、必要に応じて会員又は従業員等により事情聴取することができるものとする。
- (3) 倫理委員会からの具申に基づき、理事会でその措置を決議する。〈但し、除名する場合は総会に諮り決議する。〉なお、総会及び理事会は倫理委員会の具申を誠実に取り扱うこととする。

※ ()内は平成25年4月1日より施行

4 措置の内容

会員に対する措置は、不祥事の重大性によって以下のとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 違約金 (30万円を限度とする)
- (3) 役員資格の停止
- (4) 会員資格の停止
- (5) 除名

5 退会・除名後の再入会

措置により非会員となった会社からの再入会の申請については、次のように処理するものとする。

- (1) 退会した会社については、2年間入会申請を受理しない。
- (2) 除名された会社については、4年間入会申請を受理しない。

附 則

1. この措置基準は、平成25年1月15日から適用する。
2. この措置基準の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。